

2019年9月4日

### セゾン投信総合取引約款新旧対照表

セゾン投信総合取引約款にて該当箇所を<変更前>から<変更後>の内容に訂正します。下線部\_\_は変更部分を示します。

当該改定は、2019年9月5日より改定します。なお、条および章の追加、削除により条番および章番のみが変更されているものについては記載しておりません。

変更後	変更前
<p>第1章 セゾン投信総合取引約款</p> <p>第1節 総合取引</p> <p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(「総合取引」のお申込み)</p> <p>第3条 お客さまは、当社所定の総合取引の申込書(以下「総合取引申込書」といいます)に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当社へ提出することによって「総合取引」をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り「総合取引」をご利用いただけます。当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示いたしません。なお、お客さまが以下の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてお申込みをお受けできません。</p> <p>(1). 非居住者の方(居住者が非居住者となった場合も含みます。<u>ただし、第9章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(非課税口座約款)に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。</u>)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(「総合取引」のご解約)</p> <p>第11条</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第1章 セゾン投信総合取引約款</p> <p>第1節 総合取引</p> <p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(「総合取引」のお申込み)</p> <p>第3条 お客さまは、当社所定の総合取引の申込書(以下「総合取引申込書」といいます)に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当社へ提出することによって「総合取引」をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り「総合取引」をご利用いただけます。当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示いたしません。なお、お客さまが以下の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてお申込みをお受けできません。</p> <p>(1). 非居住者の方(居住者が非居住者となった場合も含みます)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(「総合取引」のご解約)</p> <p>第11条</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

<p>(3). お客さまが、非居住者となられたとき。ただし、<u>第9章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（非課税口座約款）</u>に定める「<u>（非課税口座）継続適用届出書</u>」を提出した場合を除きます。）</p> <p>(4)～(7). (略)</p> <p>(8). お客さま及びお客さまの代理人が「総合取引約款」第4条に定める「反社会的勢力」に該当する、又は「反社会的勢力」に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与があると判明し、又投資信託協会規則「<u>受益証券等の直接募集等に関する規則</u>」に基づき、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>第8章 特定口座に係る上場株式等保管委託等約款（特定口座約款）</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第6条      当社はお客さまの特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。      ①～⑤（略）      ⑥<u>お客さまが第20条により開設された出国口座（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下に同じ。）</u>において保管されてい</p>	<p>(3). お客さまが、非居住者となられたとき</p> <p>(4)～(7). (略)</p> <p>(8). お客さま及びお客さまの代理人が「総合取引約款」第4条に定める「反社会的勢力」に該当する、又は「反社会的勢力」に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与があると判明し、又投資信託協会規則「<u>受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則</u>」に基づき、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>第8章 特定口座に係る上場株式等保管委託等約款（特定口座約款）</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第6条      当社はお客さまの特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。      ①～⑤（略）      （新設）</p>
--	---

<p>る上場株式等で、お客さまからの<u>出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れる上場株式等</u></p> <p>⑦前各号に掲げるもののほか<u>租税特別措置法令に基づき定められる上場株式等</u></p> <p>第7条～第18条（略）</p> <p>（特定口座の廃止）</p> <p>第19条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものといたします。</p> <p>①（略）</p> <p>②お客さまが、<u>海外転勤等により出国され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき</u>。この場合、<u>次条第2項の特定口座継続適用届出書を出国前に提出したときを除き</u>、お客さまから当社に<u>租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。</u></p> <p>③～⑤（略）</p> <p>（<u>出国口座等</u>）</p> <p>第20条 前条（特定口座の廃止）②に該当することとなるお客さまは、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録、または保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、</u></p>	<p>⑥前各号に掲げるもののほか<u>租税特別措置法令に基づき定められる上場株式等</u></p> <p>第7条～第18条（略）</p> <p>（特定口座の廃止）</p> <p>第19条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものといたします。</p> <p>①（略）</p> <p>②お客さまが、<u>海外転勤等により出国され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき</u>。この場合、お客さまから当社に、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。</u></p> <p>③～⑤（略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

<p>出国後引き続き当社に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録を受け、または保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>2 前項に定める取扱いをご希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要となります。</p> <p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p><u>第21条</u> この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令・諸規則等及び当社の定めに従って、取り扱うものといたします。</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第22条</u> お客さまが第18条(届出事項の変更)の変更手続きを怠ったこと、その他の当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関し、お客さまに生じた損害については、当社はその責を負わないものといたします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p><u>第23条</u> この約款の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときには変更することがあります。</p> <p>2. 3. (略)</p>	<p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p><u>第20条</u> この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令・諸規則等及び当社の定めに従って、取り扱うものといたします。</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第21条</u> お客さまが第18条(届出事項の変更)の変更手続きを怠ったこと、その他の当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関し、お客さまに生じた損害については、当社はその責を負わないものといたします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p><u>第22条</u> この約款の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときには変更することがあります。</p> <p>2. 3. (略)</p>
---	--

<p>第9章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（非課税口座約款）</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます）の適用を受けるために、セゾン投信株式会社（以下、「当社」といいます）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や<u>権利義務</u>に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p>（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び<u>第24項</u>に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、</p>	<p>第9章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（非課税口座約款）</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます）の適用を受けるために、セゾン投信株式会社（以下、「当社」といいます）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や<u>管理義務</u>に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p>（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び<u>第20項</u>に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び<u>住民票の写し等</u>又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している</p>
---	---

<p>「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法第18条の15の3第21項</u>において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第21</u></p>	<p>場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第17</u></p>
---	---

<p>項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が、「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 7. (略)</p> <p>第3条、第4条 (略)</p>	<p>項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が、「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 7. (略)</p> <p>第3条、第4条 (略)</p>
---	---

<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの限り、<u>「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。なお上場株式等の支払分配金による当該上場株式等の買付により取得した当該上場株式等は非課税口座以外の口座により受け入れるものとします。</u></p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当</p>	<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。なお上場株式等の支払分配金による当該上場株式等の買付により取得した当該上場株式等は非課税口座以外の口座により受け入れるものとします。</u></p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当</p>
---	--



<p>社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う<u>上場株式等の募集</u>(金融商品取引法第2条第3項に規定する<u>有価証券の募集</u>に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した非課税累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1</p>	<p>社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う<u>有価証券の募集</u>(金融商品取引法第2条第3項に規定する<u>上場株式等の募集</u>に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した非課税累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1</p>
---	---

<p>項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）</u>に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、<u>「（非課税口座）継続適用届出書」</u>の提出をしたお客さまが出国をした日から<u>「（非課税口座）帰国届出書」</u>の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等</p> <p>第5条の3、第6条（略）</p> <p>（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部</p>	<p>項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款</u>（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等</p> <p>第5条の3、第6条（略）</p> <p>（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部</p>
--	--

<p>の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れな</p>	<p>の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れな</p>
---	---

<p>かったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。<u>なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>①お客さまから当社が定める期限までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨そ</p>	<p>かったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>①お客さまから当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した</p>
--	---

<p>の他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社が定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>①お客さまから当社が定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p>	<p>「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p>
---	--

<p>②前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座</u> への移管</p> <p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>①当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p>	<p>②前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座</u> への移管</p> <p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>①当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p>
---	---

<p>② (略)</p> <p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（<u>第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。</u>）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p>	<p>② (略)</p> <p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日（新設）</p>
--	---

<p>③租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合 <u>出国日</u></p> <p>④お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「<u>(非課税口座) 継続適用届出書</u>」を提出した場合を除く）<u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</u> <u>出国日</u></p> <p>⑤お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「<u>非課税口座開設者死亡届出書</u>」の提出があった場合 <u>当該非課税口座開設者が死亡した日</u></p> <p>⑥お客さまがこの約款の変更に同意されない場合 <u>当社の定める日</u></p> <p>第14条、第15条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>（新設）</p> <p>②お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</u> <u>(出国日)</u></p> <p>③お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「<u>非課税口座開設者死亡届出書</u>」の提出があった場合 <u>当該非課税口座開設者が死亡した日</u></p> <p>④お客さまがこの約款の変更に同意されない場合 <u>当社の定める日</u></p> <p>第14条、第15条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---